



特集 知ることから始めよう
事業系ごみと私たちの暮らし

問合せ先 廃棄物管理課 ☎ 0123-33-3131 (内線 1137)

「家庭ではしっかりとごみの分別をしてるけど、会社やお店から出るごみもちゃんと分別して捨てているの？」や「家庭と職場でごみの分別のルールが違うのはなぜ?」、「事業活動によって生じたごみは全て産業廃棄物じゃないの?」。このような疑問を持ったことはありませんか?

実は、家庭から出るごみは「家庭ごみ」、会社やお店などから出るごみは「事業系ごみ」として分類され、それぞれ処理の方法やルールが異なっています。では、なぜこのような違いがあるのでしょうか? 事業系ごみのルールがある理由や、適正な処理が求められる背景について、一緒に考えてみましょう。

事業系ごみってなに?

事業系ごみとは、レストランやカフェなどの飲食店やコンビニやデパートなどの商店、工場や会社（以下、事業者）などが事業を行う際に発生する廃棄物のことを指します。また、病院や学校、社会福祉施設などの公共サービスを提供している場所から出るごみも含まれます。

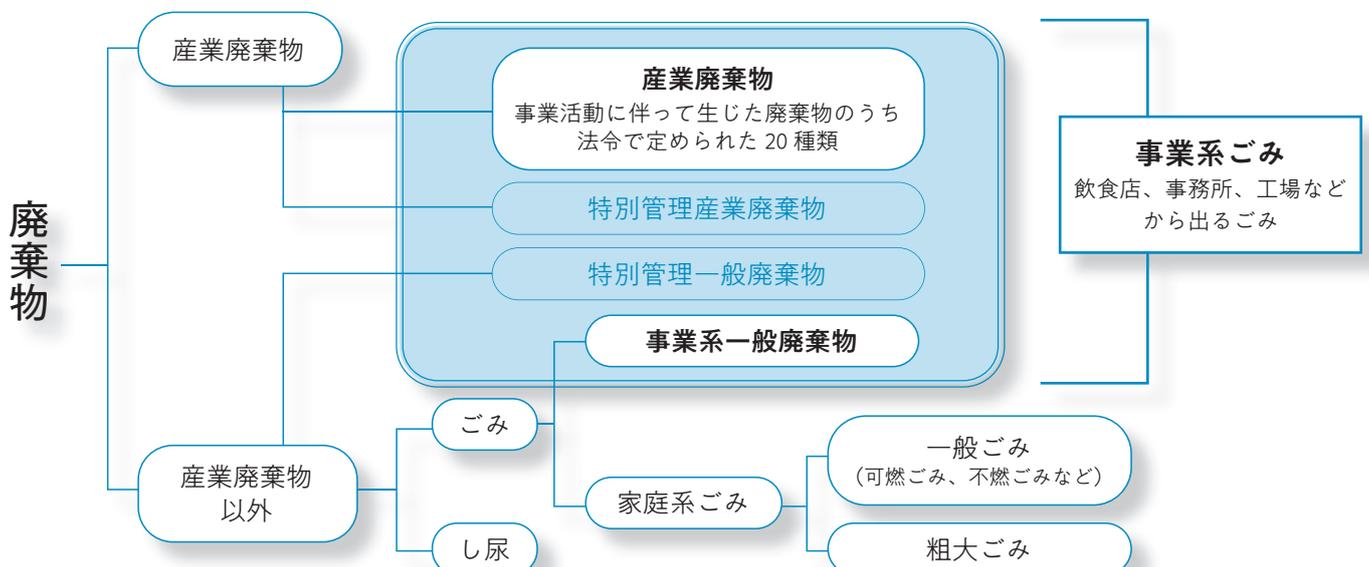
一般家庭から出る家庭ごみとは区別され、市による回収が行われないため、事業者には廃棄物処

理法に基づく適切な処理が求められます。

一方、家庭ごみは一般家庭から排出される廃棄物で、主に日常生活で出る食べ残しや包装材、衣類などが含まれます。家庭ごみを処理するには、収集日に指定の場所に出す、もしくはごみ処理施設に直接持ち込む方法があります。

このように、事業系ごみと家庭ごみは、排出元や内容、処理方法において異なる特徴があります。

・廃棄物の区分



事業系ごみの種類

事業系ごみは、大きく分けて次の2種類に分類されます。

01 産業廃棄物

- ▶概要 廃棄物処理法に定められた20種類のごみ
- ▶処理方法 産業廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する、事業者自身が廃棄物処理施設へ持ち込む



▶産業廃棄物の種類

区分	種類	具体的な例	区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰など	※排出する業種が指定されているもの	13-2 木くず	建設業（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、パーク類などに限定 ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	2 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥など		14 紙くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業から発生する紙くず ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	3 廃油	使用済みのエンジンオイル・潤滑油など		15 繊維くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くずに限定 ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	4 廃酸	バッテリー液・化学工場の酸性廃液など		16 動物系固形不要物	と畜場で解体などをした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など		17 動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物。魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
	6 廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど		18 動物のふん尿	畜産業農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	7 ゴムくず	天然ゴムくず		19 動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	8 金属くず	鉄くず、アルミくずなど		20 汚泥のコンクリート固形化物など	1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの
	9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラス、石膏ボード、コンクリートくずなど			
	10 鉱さい	製鉄所・溶鉱炉から出る炉かすなど			
	11 がれき類	コンクリート破片、レンガ破片など			
	12 ばいじん	煙発生施設、産業廃棄物焼却施設で回収された粉じん			
13-1 木くず	貨物の流通のために使用したパレット				

02 事業系一般廃棄物

- ▶概要 産業廃棄物に該当しない、事業活動に伴って出たごみ
- ▶処理方法 市のルールに従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する、事業者自身が廃棄物処理施設へ持ち込む



※ 恵庭市の場合。他市町村では、異なる場合があります

例えば、事務所から出る木くずは事業系一般廃棄物に分類されますが、住宅の新築工事から出る木くずは産業廃棄物として扱われます。また、スーパーから出る生ごみは事業系一般廃棄物で、食料品製造工場から出る動植物性残渣は産業廃棄物になるなど、同じ廃棄物でも業種によって扱いが異なります。